

## 第4回能勢町障害者計画等推進委員会議事録

開催日時	令和3年2月26日(金) 午前10時00分から11時00分	
開催場所	能勢町保健福祉センター1階 集団指導室	
議 題	(1) 第6期能勢町障がい福祉計画・第2期能勢町障がい児福祉計画の承認について (2) その他	
出席者	委員	野村恭代、乾義夫、塩田恒美、田邊康、高橋基樹、深田陽子、中幸男、永棟真子、大崎年史、坂井幸一、高田聡文、清水正樹、松下和之、細谷常彦(敬称略)
	オブザーバー	村田夏実、長池敦子、谷慶章(敬称略)
	事務局	藤原、中務、倉中、疋田(敬称略)
<b>議事の内容</b>		
事務局	<p><b>【開会】</b></p> <p>定刻になりましたので、令和2年度第4回能勢町障害者計画等推進委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、お忙しい中、コロナ禍におきましてご出席賜りましてありがとうございます。私は健康福祉部福祉課の中務でございます。どうぞよろしく願いいたします。大阪府においては、まだ緊急事態宣言の中ではございますが、感染症対策を徹底してまいりますので、マスクのご協力等お願いいたします。また、体調の悪い方につきましては、お声かけいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>本日ににつきましては本年度最後の委員会となります。今回このご審議を諮ったうえで、能勢町障がい福祉計画、能勢町障がい児福祉計画の策定となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日都合により、能勢町障害者福祉会会長の八木キヨミ様、てしま福祉会能勢分会会長の城阪敏明様、能勢町国民健康保険診療所医師の宇佐美哲郎様はご欠席と伺っております。</p> <p>本日は能勢町障害者計画等推進委員会設置要綱第6条により、出席者が過半数に達していますので、有効に成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日は委員の皆さまにおかれましては、コロナ禍の中、大変お忙しいところご出席いただいております。短時間で会議を進めていければと思います。1時間半をめぐりにご議論いただければと思います。</p> <p>それでは、これからの議事進行については、野村委員長にお任せいたしますのでよろしくお願いいたします。</p>	
委員長	<p>おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>この委員会とは直接的には関係がないのですが、10年前に障がい者の方の施設</p>	

	<p>に対するコンフリクト、つまり地域住民の方が施設の運営や建設、開所に対する何らかの反対意見や、言い方は悪いですが嫌がらせのようなマイナスの行為を地域住民の方がしているという状況に対して、10年前に調査をしました。2010年に実施しましたので、2020年の年末に、10年後どのように変化があるかということで、また全国調査をいたしました。その結果につきましては、2月15日の朝日新聞デジタル版でご覧いただけます。ご興味ありましたら、無料で見られるように設定していただいておりますので、ご覧いただければと思うのですが、単純に結果だけをお伝えしますと、10年前の施設コンフリクト発生率と、10年後、つまり今年度の施設コンフリクト発生率が変わっていないという結果でした。この10年間、国が障がい者の方に係る施策を声高に謳ってきたと思います。例えば、障害者差別解消法ができたことや、地域共生社会をめざすということを明確に打ち出しているにもかかわらず、地域住民の方の反応は残念ながら10年前と変わっていないという結果でした。</p> <p>なぜ、このような住民意識がなかなか変わらないのかということですか、施設に対して嫌がらせのような行為が続くのか、ということについては、これから詳しく調査結果について分析をし、またあらゆるところで発信をしていきたいと考えているのですが、こういった状況があるということをもまず皆さまにもお伝えしたいと思い、最初にお話させていただきました。</p> <p>そのような中でも能勢町では、障がい者の方に関する制度、施策、まちの仕組みづくりとして、町の職員の方を中心に非常に熱心に取り組まされております。また今年度はコロナの状況があり、開催がされていないと思うのですが、一昨年度は多くの人を対象とした、分野を横断したセミナーが開催されたり、非常に積極的に、また前向きに住民の皆さんの理解を深めるということもふまえて、取り組みをされていると思っています。</p> <p>今回この委員会は今年度最後になりますので、このような能勢町の障がい者の方をめぐる計画の中身をどういうふうにしていくかということについて、時間は限られていますが、委員の皆さまから建設的なご意見を賜ればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速ですが、次第に沿って進行していきたいと思っております。</p> <p>議題（1）第6期能勢町障がい福祉計画・第2期能勢町障がい児福祉計画の承認について、まず事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第6期能勢町障がい福祉計画・第2期能勢町障がい児福祉計画の承認についてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず資料は①と②になりますので、①②をご覧ください。資料①につきましては、第6期能勢町障がい福祉計画・第2期能勢町障がい児福祉計画の案となっており、修正箇所につきましては、赤字でお示ししているところになります。資料②につきましては、大阪府との事前調整、また1月8日から2月8日まで行いましたパブリックコメントに基づきました修正を示したものになっており、修正前、修正後という形になっております。</p>

今回特に説明させていただきたい部分を資料②をもって説明させていただきながら、資料①で確認いただくというような形で進めていきたいと思っております。

それでは、資料②をご覧ください。まず1月8日から2月8日まで行いましたパブリックコメントについての報告になりますが、ご意見はございませんでした。ご意見がなかったことをご報告させていただきます。

次に、パブリックコメントと同時に、大阪府との事前調整を進めているところです。こちらにつきましては、障害者総合支援法、児童福祉法であらかじめ都道府県の意見を聞かなければならないと記載されているところから、調整をしているところです。

それでは資料に沿って説明いたします。まず①ページ目「第1章 計画の概要」になります。前回の委員会でお示した計画素案の内容では、計画の見込み量や提供体制の計画的な推進等の計画の内容、また本推進委員会の審議する事項等を説明したものとなっており、令和3年度から向こう3年間の計画の目標を設定し、一層の充実を図ることを目的とした内容でございました。

そこで今回、資料1ページ目の左側の赤字のように、見直しを図って修正いたしました。まずは障がいのある人や障がいのある子どもが自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現をめざすことを目的とした、障害者総合支援法及び児童福祉法の策定からの変遷について記載いたしました。また障がい福祉計画と障がい児福祉計画の策定義務について明記いたしました。

次に、今回策定する計画は平成30年3月に策定いたしました、第3期能勢町障がい者計画を上位計画とし、同じく平成30年3月に策定しました、第5期能勢町障がい福祉計画・第1期能勢町障がい児福祉計画での基本理念を継承し、施策の推進の一層の充実を図ることを目的としていることから、上位計画である第3期能勢町障がい者計画の基本理念「住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい、共に生きるまち」に基づき、第5期能勢町障がい福祉計画・第1期能勢町障がい児福祉計画での進捗状況や数値目標を検証し、本計画の策定に至った経緯を記載したものに変更しました。

続きまして、資料②2ページ目「第3章 計画の基本的な考え方」になります。「2 基本方針」になりますが、こちらは資料①の計画案では45～47ページ目あたりになります。「2 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施」になりますが、こちらは大阪府から発達障がい者、高次脳機能障がい者、また難病患者についても、障害者総合支援法の給付対象であることについて、もう少し周知した方がいいのではないかというご指摘があったため、赤字部分の修正をしました。修正箇所については、左側の「また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、精神障がい者として障害者総合支援法に基づく給付の対象であり、難病患者等についても、同様に給付対象として、必要な情報提供を行うなどの取組を進めます」といった文言を追加しました。

次に「5 障がい児の健やかな育成のための発達支援」では、大阪府から障がい児のライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援提供体制の構築、医療的ケ

ア児に対する包括的な支援体制の構築の明記についてご指摘があったことから、こちらについては3ページ目になりますが、赤字部分「また、障がい児のライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します」という、ライフステージに沿った切れ目のない支援、また各関連分野とのかかわりといったことについて修正しました。

続きまして、「7 障がい者の社会参加を支える取り組み」については、障がい者の社会参加を支えるための環境整備等について、大阪府から指摘がありました。こちらについては法律名の再確認をし、修正するとともに、障がい者の社会参加を支えるための施設の環境整備に努めるといった内容を追記しました。

次は、資料②の3ページ目「第4章 第6期障がい福祉計画」になります。こちらについては、資料①の50ページ目から57ページあたりになります。

まずは「1 成果目標」から説明をいたします。「2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」では、「精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」と「精神病床における早期退院率」について、計画中に町の目標値として記載するよう指摘がありました。

本町では、精神病床からの退院というものは、なかなか進んでいないような状況ですが、池田保健所をはじめとする関係機関との自立支援協議会の専門部会として令和元年度に設置した精神部会で議論を重ねているところです。そこで、本計画では、国の基本指針、大阪府の基本的な考え方をふまえ、「精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活年数は316日と目標値を設定し、精神病床における1年以上長期入院患者数においては、令和5年6月末の精神病床における1年以上の長期入院患者数14人にそれぞれ目標値を設定します。また、精神病床における早期退院率は3か月時点69%以上、6か月時点86%以上、12か月時点92%以上と目標値を設定します」ということとしました。

次に4ページ目「3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実」になります。こちらについては、運用状況の検証及び検討される年間の回数について計画中に記載するよう、大阪府から指摘がありました。

本町では、自立支援協議会で地域生活支援拠点等の機能についての運用状況の検討を重ねていることから、「毎年1回以上、運用状況の検証・検討を行い、機能の充実に図ります」という記載を追記しました。

「4 福祉施設から一般就労への移行等」では、一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業の利用者であることや、就労定着支援事業所の就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上を目標として設定することを、町の目標設定のはじめの部分に記載しました。こちらは5ページ目にも記載しているんですが、「③ 就労定着支援の就労定着率」の※印以下の記載をしており、町の目標設定にも記載しております。

次に、「②就労継続支援の内訳」になります。こちらは、各事業から一般就労した

人数を記載するよう、大阪府から指摘がありました。就労継続支援A型、B型から一般就労する人数を過去3年の実績をもとに追記いたしました。

次に5ページ目「④就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額」になります。こちらについては、国の目標値のもと、大阪府下の市町村の実績を勘案して、各市町村の数値目標を大阪府が算定されたものを基本とし、本町の目標値として示したものでした。しかし、大阪府から数値目標の金額に誤りがあったという連絡があったことから、目標値の金額を17,100円に変更しました。

続きまして「5 相談支援体制の充実・強化等」では、主任相談支援専門員の有効活用についても記載してほしいというご指摘がありました。

本町では基幹相談支援センターを設置し、面的整備を進めている中で、相談支援体制の機能充実を図ってきたところです。加えまして、本町では、1名主任相談支援専門員の任用資格を取得していることから、相談支援事業所が能勢町内にはありませんが、本町において包括的な支援体制の構築にかかわっていただいている関係事業所との連携を深めながら、相談支援体制の充実・強化に努めるということで、本文の中に「具体的には、相談支援専門員の指導的立場である主任相談支援専門員の機能を有効に活用しながら、相談支援体制の充実・強化に努めます」という内容を追記いたしました。

続きまして、6ページ目「2 成果指標（見込量）」になります。資料①の計画案では67～68ページ目あたりになります。「5 相談支援」につきましては、相談支援事業者と医療、保健、福祉サービスにつなげるなど、関係機関との連携といったところを追記いたしました。

「6 発達障がい者等に対する支援」につきましては、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数の目標数はもともと記載していましたが、それに加えて、発達障がい者やその家族等に対する支援体制の確保に努める旨について、今回追記いたしました。

続きまして、「第5章 第2期障がい児福祉計画」になります。こちらは資料①の計画案では、79～82ページ目あたりになります。

「1 障がい児支援の提供体制の整備等」につきましては、大阪府から児童発達支援センターにおける障がいの重度化、複雑化や多様化に対応する専門的機能の強化や重層的な障がい児通所支援の体制整備、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備についてのご指摘がありました。

本町では、障がい児の施設が町内にございませぬので、町内に設置された場合には支援体制の強化に努める内容に修正をしました。

7ページ目には、本町では令和元年度に設置した医療的ケア児の専門部会で、ニーズ把握や総合的かつ包括的な支援体制の構築に向けた協議の場として活用していく旨の内容を追加いたしました。修正箇所は赤字になります。

続きまして、「2 成果指標（見込量）」になります。資料①の計画案では85ページ目になります。こちらは「2 子ども・子育て支援事業等の需要量及び提供体制」になります。こちらにつきましては、障がい児等の見込み数について、計画中に記

	<p>載するようご指摘があったことから、計画案に記載しております。今回、令和2年9月30日時点の手帳所持者数を基に算出いたしました。この算出した数値を利用見込量として反映させていただきました。</p> <p>次に「第6章 計画の推進体制と進行管理」になります。こちらは資料①の94ページ目になります。</p> <p>「1 庁内連携の強化」では、大阪府からライフステージに沿った切れ目のない支援体制の構築についてのご指摘があったことから、資料②の8ページ目からになりますが、「ライフステージに沿った切れ目のない支援ができるよう取り組みます」という文言を追加いたしました。</p> <p>「2 自立支援協議会の活性化の促進」では、自立支援協議会の各関係機関との連携について記載してほしいと、大阪府からの指摘がありました。こちらについても、「各関係機関と連携、調整をしながら、諸課題の解決に努めていきます」という文言に修正いたしました。</p> <p>最後に9ページ目にかけてのところになりますが、「2 計画の推進に向けて」になります。資料①の計画案では97～98ページ目になります。大阪府からは、障がい者等に対する虐待の防止、障がいを理由とする差別の解消の推進について記載していただきたいとのご指摘がありました。</p> <p>本計画策定に向けて行ったアンケート結果からは、障害者虐待防止法や障害者差別解消法についての認知度が低かったことから、障がいを理由とする差別の解消の推進についての取組を一層進めるとともに、広報、啓発に努めていくといった主旨の内容を「3 障がい者等に対する虐待防止・差別の解消の推進」で追加いたしました。</p> <p>それに加えまして「4 人材の育成と確保」のところにも、本町では障がい者虐待防止マニュアルに基づき、虐待に対しての適切な対応に努めていることから、障がい者等に対する虐待についての適切な対応のところに記載いたしました。</p> <p>以上が大阪府との事前調整に伴う修正箇所になります。資料①の計画案には他にも赤字でお示ししているところがあります。こちらに関しましては、誤字脱字等に対する修正、文言の一部修正等になっておりますので、この場の説明からは割愛させていただきます。</p> <p>大阪府との事前調整については、現在も継続して調整しているところであることから、この委員会後にも修正があるかもわかりません。そこで、今後の修正につきましては、委員長にご一任いただき、事務局と調整を図りながら進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。事務局からの報告は以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から、計画案に関する修正点について、また大阪府からの訂正もふまえた点についてご説明いただきました。ご質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>1か所多分間違っていると思うのですが、今の計画案の17ページです。「災害</p>

	<p>発生時に近所で助けてくれる人の有無」の上のグラフは、避難場所について知っているか、知らないかだと思うのです。事務的な間違いだと思うのですが、同じ表題になっています。でも文面を読んだら「知っている」「知らない」「無回答」と書いてある方は、災害など緊急時の場合の避難場所について知っているか、知らないかということだと思います。事務的な間違いだと思いますが、申し上げたい。</p> <p>あとわからないままいつも質問していることが1つあって、就労の問題です。この計画の中で、前に言ったことがうまく伝わらなかったのだけど、一般就労と就労移行支援事業についてです。これはそれだけをやっている事業所があるのではないのでしょうか。一般就労への移行、つまり会社に移行する事業を事業全体の中でみんな事業として持っておられると思うのですが、違うのですか。</p>
委員	<p>他には就労移行支援とか、生活訓練事業とかいろいろあるのですが、2年以内の就労を目的に、事業に入って訓練を受けて取り組んでおられるところは、就労移行支援事業といいます。</p>
委員	<p>昨年の10月からすみれ工房で、就労移行支援のサービスを開始しています。</p>
委員	<p>それはここに載っています。</p> <p>会社に1人でも多くの障がいを持っている人が、それぞれの特徴に合わせて、例えば短期間であるとか、週に何日とか、残念ながら今の場合、非正規になってしまうことが多いかもしれないけど、場合によったらそういう形の正規雇用も含めて、やむを得ない場合は非正規も含めて、一般の会社に就職したいと思っている人は多いと思います。アンケートを見ても出てきているし、例えば支援学校でも進路相談で毎年されていると思うのです。でも能勢町内で一般の企業の人を何人か知っているのですが、一般就労されている実態がよくわからないのが1点。</p> <p>それと計画の中で令和元年から令和5年で1人だけっていうのは意味がよくわからないのです。どうしてこんなに少ないのかなと思って。それも実績が少ないのはやむを得ないと思うのですが、計画で1人しか増えないとなっているのは为什么呢かなと思うのです。</p> <p>それも含めてですが、またちょっと余計な提案をしたいと思います。女性差別も起こっているのですが、ある種の小さなクォータ制みたいなものを思い切って考えてもいいんじゃないかと思うのです。能勢町が発信できる、普通こういう地域だったら、そんなことはいいやん、普通の就労というのはまちの問題ということじゃないと思うのです。僕は地方でこれを創出する方法として、多くのことはできないと思うのですが、私が以前提案した、庁舎内に福祉ショップを作ったらどうかなというのもそういうことです。</p> <p>ですから、ある種障がい者雇用に関するプロジェクトみたいなものを、A型とかB型とかではなくて、一般の会社に。それをしないことには就労定着支援事業というものも生かせないのではないかと。就労定着支援事業というのは、会社に就職している障がい者が定着できるようにする支援事業のことなんでしょう。僕はずっと意味がよくわからなくて、こういう事業があるのですよね。</p>

事務局	はい。
委員	<p>その前に就職しないことにはあれなんで、僕はやっぱり行政が積極的に、雇用率が達成していることに甘んじないで、そんなに多くのことを望んでいないですけど、障がいを持っている人を、年に1度が無理なら2年に1回、別枠でクォータ制で、1人障がいを持っている人を雇用しましょうとか、そういうようなことが必要なんじゃないかなと思うのです。</p> <p>それに関連してですが、部長さんが出席されている新しい交通の件です。あの中にそういった意味では、あそこで走らせるバスをリフトカーにちゃんと用意できていると、しょっちゅう走らなくていいですよ。デマンドでいいから、それに対応できるということも含めて、庁舎のところとか、待合の機能があの交通システムでは、多分必要だと思うのです。行政もそうおっしゃっているんで、そこにもう一度繰り返しますけど、福祉ショップみたいなものを設置して、それを今の一般業務含めて、障がい者雇用を進めていくためにできないのかなという思いがあります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。こちら資料②でいうと4ページ目の「一般就労移行者数」が令和5年度までに1人しか増えていないという目標を設定しているけど、それが妥当なのかどうかというご意見、ご質問です。</p> <p>また一般就労のあり方として、具体的にご提案、ご意見も頂戴いたしました。</p> <p>それに合わせまして、交通をどうするかというご意見を頂戴しました。</p> <p>質問に対してお答えいただけるところはお答えいただきまして、ご意見に対してはもし明確にお答えできないようであれば、可能な範囲で何かご返答いただけたらと思いますが、事務局いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>まず、福祉施設から一般就労への移行の部分にはなるんですが、今回、令和元年度の実績として2名となっております。今回の計画の目標値といたしましては、この令和元年度の実績を基に、令和5年度中の目標ということで3名にさせてもらっています。就労定着支援に関しましては、2年ほど前から始まった支援事業でございまして、こちらに関しましては、障がいのある方がすぐに一般就労に結びつくというのもハードルが高かったり、難しいところもあります。まずはA型、B型なり訓練を重ねたのちに、一般就労に移行していくために少しずつステップアップしていく。その中で就労のA型、B型、また就労移行、そういったところを使いながら、一般就労に結び付けているところです。</p> <p>能勢町でも、A型、B型を利用されている方、就労移行支援を利用されている方はたくさんいらっしゃいますが、なかなかA型から一般就労に結びつくということは難しいところで、数としては増えていないのが現状です。ただA型等を利用されている方で能勢町の中でも、スキルの高い、能力の高い方もおられて、次のステップとして一般の就労に何とか結び付けようと思って、事業所さんにも努力していただいているところです。B型、A型から就労移行支援を利用して、2年という期間ではありますが、その中でスキルを磨いていただいて、一般就労に結び付ける。これは現在能勢町では、もともと就労移行支援を利用されている方というのは、2名、</p>



	<p>3名ほどで推移しています。そこから一般就労に結びついているところです。</p> <p>この就労定着支援というのは、一般就労に結び付いた後に、障がいの施設等から一般の就労に行くというのは、なかなかハードルが高く、一般就労に結び付いた後に定着するのが難しく辞められる方もおられます。そこを伴走的な支援といえますか、定期的にサポートしながらしていくのが就労定着支援となります。これを現在2人が利用しながら定着に向けて進んでいるところでございます。</p> <p>能勢町では、確かに障がいのある方が一般就労に結びつくというのが、数としては多くないですが、着実に1人でも2人でも今現在実績として上がってきているところです。また、支援学校の卒業後、障がい福祉サービスの利用を希望されている方々に対しても、現在支援学校の先生とご本人様とも調整しながら進めているところです。この方々に関しましても、将来的には障がい福祉サービスを利用しながら、最終的には一般就労をめざして、就労定着支援も使いながら一般就労で定着して、その方々にとって自立できるような、そういったことができるような支援をしているところです。</p> <p>なので、目標値の件数としては少ないのですが、現在着実に就労定着支援を利用しながら増えているところですので、この数字を1人でも2人でも増やしていければと考えております。</p>
事務局	<p>私からの説明は、公共交通の車両の考え方ですとか、交通結節点における就労のあり方、交通のあり方全般についてのご質問だと思います。</p> <p>これについては別の会議体で、現在議論をしております。令和3年度につきましても引き続き議論を深めることになっております。この場で議論を深めるということにはならないと思いますので、そちらの会議体でご意見についてはお伝えさせていただきたいと考えております。</p>
委員	<p>2006年にグランドデザインが決まったときをあまり知らないからか、話を聞くと就労継続A型とB型がありますよね。あれは就労移行に向けて進めてきたがいろいろなことがあってできない、困難な人のためにあるというふうに理解をしているんですけど。A型とB型の人が一般就労するためのいわゆる予備軍ではなくて、一般就労がいろんな事情でできない人のために確かあったと、法律も今でもそうだと僕は理解しています。それが1点。</p> <p>今交通全般とおっしゃいましたがそうではなくて、僕が提案したのは待合みたいなものが必要となってきたいるでしょう。そこに障がい者が働く福祉ショップを作ってほしいという提案です。それもすぐ受け入れられるものではないこともわかっているけど、何とか部長さんに言うてお願いしたいという提案です。</p>
事務局	<p>まず就労のA型、B型についてです。確かに一般就労になかなか結び付かないような方とかで、工賃をいただいて自立した生活のための訓練という場というような事業所にはなると思います。B型を利用されている方で、次のステップとして就労に結びつくというのは、なかなか難しいと思います。通所されて工賃をもらいながらお仕事をさせていただくことはできるけど、最低賃金という契約を結びながら、利</p>

	<p>用されるようなA型まではいけないという方が、確かにB型を利用されている方には多いです。B型の利用者から、次のステップで就労移行支援を利用されたりとかは難しいかもしれませんが、A型を利用されている方々でも、もう少し訓練をすれば障がいの枠として、例えば一般の企業等で働くことができる方も少なからずおられます。1人、2人でも次のステップとして就労移行支援を利用されたり、そこで2年間ほど訓練されて、次のステップに行かれる方もおられれば、もう少し訓練が必要かなというところで、A型やB型に戻っていただいて、もう1度訓練される方も実際におられました。</p> <p>A型を利用されたことで、必ず次の一般就労はできないという方々ばかりではありませんので、訓練していくうちにどんどんスキルも上達されて、次のステップに行ける方々もおられます。そういう方々に対しては就労移行支援、就労定着支援でフォローしていきながら、進めていっているところでございます。</p>
事務局	<p>待合スペースの整備ということにも関連してきますが、ただ、庁舎についてはすでに動き出しておりまして、そういう余剰スペースがないという状況でございます。おっしゃるような、就労支援につながるような機能の確保が必要だというふうに我々も認識しております。当然事業所の意向ですとか、予算上の措置であるということは必要になってまいりますので、すぐにできるとかできないということはお答えしにくいですが、ご要望としてきちんと承りたいと考えております。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、他にご意見、ご質問があればお願いしたいと思いますが、委員の皆さまいかがでしょうか。</p> <p>計画の中身ではなく教えていただきたいのですが、51ページのところで「令和元年6月末日時点、1年以上の長期入院患者数」が15名ですよね。それで令和5年6月末日時点での目標になると思うのですが、そのときの長期入院患者数が14名で1名減という目標を掲げられていると思います。計画に表すものではないので、参考までに教えていただきたいのですが、15名の方で65歳以上の方が何名おられるのかは、今おわかりになりますか。</p>
事務局	<p>現在ではわかりません。この15名から14名という目標のところは、国がまず全体でこれだけ下げましょうという目標の中、大阪府下としてこれだけ下げましょうという目標、その中で市町村、能勢町としてこれだけ下げていきたいと思いますという数値目標でお示しさせてもらっています。</p> <p>この人数の中で65歳以上の方が何名おられるかまでは、把握できておりません。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。なぜこんな質問をしたのかと言いますと、コロナの前、このような状況になる前は、大阪府内の精神科、医療機関に訪問活動をしている大阪精神医療人権センターという団体があって、私も毎回ではないんですけど、1ボランティアとして訪問等していたのです。そうすると、大阪府が設定している目標よりももっと退院できる状態の人が実際にはたくさんおられるのですね。その実態を大阪府にも大阪精神医療人権センターとしては訴えているものの、いろんな条件、</p>

	<p>制限、制約があって、そこが実態にそぐわないものが府の回答からもあったのです。</p> <p>能勢町で1年以上入院されていて、確かに大阪府が示している基準からすると、1名減で、それは計画上は問題がないと思うのですが、実際もう少し退院できる人がいるんじゃないかという思いがありまして。例えば、65歳以上だったらご本人が退院したくないとおっしゃっているのか、いろんなそういう理由が知りたいなど思いまして伺いました。</p> <p>これは決して計画に対してこうしてくれというわけではなくて、参考までにお聞きしたいと思った次第です。</p> <p>それでは委員の皆さま、他にご意見、ご質問があればお願いしたいと思います。今日は本年度最後になりますので、ぜひご意見賜ればと思います。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>委員長からご意見がありました、1年以上長期入院の15名の方の背景は、多分自立支援協議会の精神障がい専門部会で、一応振り返っていますので、そこでもう少し議論とかできたらなど、今聞いていて思いました。せっかく立ち上げてくださった部会があり、徐々に進められているところだと思っています。そこで何歳の方でどんな背景でという分析もされています。そこでまた考えていけたらなど思っています。ありがとうございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。他いかがでしょうか。</p> <p>特にご意見やご質問がないようですから、議題を進めていきたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>ありがとうございました。今回を持ちまして、案について議論をする機会が今日で最後となっております。今後は、先ほど事務局からありましたとおり、大阪府から再度何らかの指摘が入る可能性が高いということですので、大阪府からの指摘や意見を踏まえまして、事務局と私の方で責任をもって修正をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議題(2)その他に関しまして、まずは何か委員の皆さまから報告事項等ございましたらお願いしたいと思います。何かございますでしょうか。</p> <p>その他、事務局からも何かありますか。</p> <p>ありがとうございました。それでは、以上ですべての案件が終了いたしました。委員の皆さま、大変お疲れ様でした。</p> <p>それでは最後に、副委員長よりご挨拶いただきたいと思ひます。</p>
副委員長	<p>本日はお忙しい中、ありがとうございました。今回を持ちまして、第6期能勢町障がい福祉計画・第2期能勢町障がい児福祉計画の策定となりました。皆様ありがとうございました。この計画をもって、来年度から能勢町内で支援できる体制を進めていければと思います。</p> <p>本日はお疲れ様でした。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。それでは、これを持ちまして進行役を終了しまして、</p>

	<p>あとは事務局にお任せしたいと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。最後に、事務連絡をいたします。今年度の能勢町障害者計画等推進委員会は今回をもって終了となります。各委員の皆さまにおかれましては、能勢町障害者計画等推進委員会設置要綱に基づきまして、本年度は3月31日までの任期となっております。</p> <p>来年度に関しましては、またご委嘱させていただきたくご依頼をさせていただいて考えております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>障がい者計画・障がい児福祉計画は3年計画となっておりますので、来年度以降におきましては、今回策定いたしました計画の進捗管理等を行っていただくこととなります。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>各委員の皆さま、お疲れ様でした。</p> <p>本計画のご承認ありがとうございます。先ほどお話をさせていただきましたとおりに、並行して大阪府との事前協議中でございます。大阪府との事前協議で若干修正があるかもわかりませんが、それにつきましては、事務局としては委員長にご一任いただき、調整を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上を持ちまして、令和2年度第4回能勢町障害者計画等推進委員会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。</p>